

貧困家庭対策の取り組みについて

保健福祉部

1 国・県における貧困家庭対策について

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。

群馬県では子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「群馬県子どもの貧困対策推進計画書」（平成28年度から平成31年度）を策定。

2 県が掲げる子どもの貧困対策の基本方針

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的支援

3 渋川市における貧困対策

子どもの貧困対策は、子どもの成長段階、世帯の状況に合わせた多面的な支援を継続して実施する必要があることから、上記基本方針に基づく本市の取り組み（主なもの）は次のとおりです。

(1) 教育の支援 「渋川市子どもの学習支援事業」について H29年度～

経済的に厳しい状況にある世帯（生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯）の中学生が希望する進学等が果たせるように学力の向上を支援するとともに、当該世帯が抱える問題や不安に対し助言や支援を行い、世帯の自立（日常生活自立、社会生活自立及び就労自立）を図ることを目的としています。

(実施状況)

学習支援員（教員OB等）が学習支援を希望する子どもの家庭を訪問する形式で事業を実施。本年度の学習支援利用者は9名、現在、学習支援員3名体制で支援を行っています。訪問回数は、支援を受ける子ども1人につき、1か月に2～3回、支援時間は1時間半程度としています。学習支援員の確保が困難である状況から、可能な限り支援員が勤務しやすい体制づくりを進め、訪問回数を増やしていきたいと考えています。

来年度も引き続き、家庭訪問型による学習指導及び生活支援を実施していく予定です。

(2) 生活の支援 「生活困窮者自立相談支援事業」について

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法により、生活困窮者が生活保護に至る前の段階において自立に関する支援措置を講ずることにより、生活困窮者の自立促進を図ることを目的としています。生活困窮者から

の相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置し、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援プラン」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認を行っています。

(実施状況)

平成27年度相談件数 156件 (延べ198件)

平成27年度就労に至った人数 13人

(※内、4人は18歳以下の子どもを扶養している)

平成28年度相談件数 120件 (延べ152件)

平成28年度就労に至った人数 21人

(※内、3人は18歳以下の子どもを扶養している)

(相談の内容)

- ・当面の収入が無く生活が困難
- ・就職活動をしているが就職先が見つからない
- ・複合的で多様な課題 (精神不安定、無職無収入、住居がない)

(対応)

- ・ハローワーク及び社会福祉協議会への連絡・相談
- ・就労プラン作成
- ・住居確保給付金支給

(3) 保護者に対する就労の支援 「母子家庭等対策総合支援事業」として次の事業を実施しています。

ア 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

就職に有利な資格を取得するため、一定期間のカリキュラムの取得が必要な養成校を受講することで、修業と育児との両立が困難と判断された者に対して、修業期間中の生活費として支給する事業。

(支給状況)

平成27年度 支給者数 11人 支給額 10,133,500円

平成28年度 支給者数 10人 支給額 10,702,000円

* 入学支援終了一時金給付事業 (上記事業関連給付金)

養成機関入学時の負担軽減のため、一時金を支給する事業

(支給状況)

平成27年度 支給者数 4人 支給額 150,000円

平成28年度 支給者数 3人 支給額 100,000円

イ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 H28年度～

ひとり親家庭の親と子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを終了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する事業。

(支給状況)

平成28年度 支給者数 1人 支給額 68,688円

ウ 母子家庭自立支援教育訓練給付事業

母子家庭の就労を促進するため、資格取得のための講座を受講した者に対して、受講費の一部を補助する事業。

平成27年度まで 受講料の2割相当額 (上限10万円)

平成28年度から 受講料の6割相当額 (上限20万円)

(支給状況)

平成27年度 1人 19,440円

平成28年度 0人

(4) 経済的支援 「児童扶養手当支給事業」について

18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを監護しているひとり親家庭の父や母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給する事業。

(支給状況) 支給月：4月、8月、12月

平成27年度 566人(内父子25人) 支払延件数 7,181件 278,606,890円

平成28年度 549人(内父子27人) 支払延件数 7,000件 277,026,490円

その他の経済的支援として、本市の保育料は生活保護世帯は免除、非課税世帯の一部を免除するほか、所得に応じた保護者負担となるよう、基準よりきめ細かな階層に料金設定を行っています。